

議会議案第3号

UR（独立行政法人都市再生機構）賃貸住宅の公共住宅としての  
継続、居住者の居住の安定策確立に関する意見書の提出について

UR（独立行政法人都市再生機構）賃貸住宅の公共住宅としての継続、居住  
者の居住の安定策確立に関し、次のとおり意見書を提出する。

平成22年9月24日提出

提出者 鎌倉市議会建設常任委員長  
石川 寿美

## UR（独立行政法人都市再生機構）賃貸住宅の公共住宅としての継続、 居住者の居住の安定策確立に関する意見書

本年4月26日に行われた行政刷新会議のワーキンググループによる事業仕分けにおいて、UR（独立行政法人都市再生機構）の賃貸住宅事業（賃貸住宅、関係施設の維持・管理、団地再生事業）について、高齢者、低所得者向け住宅の供給は自治体または国へ移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理という評価がなされた。

URの財務内容を見ると、多額の有利子負債、繰越欠損金を抱えており、その削減が課題となっている中、高齢者、低所得者向け住宅の供給が自治体または国へ移行された場合、地方財政が厳しい状況にあることから、政府における住宅政策の大幅な見直しが必要であり、また、すべてのUR賃貸住宅の家賃制度は、市場家賃が設定されていることから、すべての賃貸住宅の民間移行に道を開くことになる。

本市のUR賃貸住宅であるレーベンスガルテン山崎の居住者は、高齢化が進み、大半の世帯が現在の住居での永住を希望していることから、UR賃貸住宅については、政府の責任のもとで、適切な組織と管理システムによる公共賃貸住宅として継続していくべきである。また、UR賃貸住宅の家賃制度については、居住者の生活実態を踏まえ、高齢者や子育て世帯なども安心して住み続けられる市場家賃制度に改めていくことが居住者の不安を取り除くこととなる。

よって、政府におかれては、国土交通省に設置された独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会において、URの賃貸住宅事業の継続、市場家賃制度など居住者の居住の安定策確立の抜本的な検討と見直しをされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

鎌倉市議会